

後期高齢者医療保険の案内

自己負担割合が2割となる方への負担を抑える配慮措置期間終了のお知らせ

令和4年10月1日から実施された病院等での窓口自己負担割合が2割の被保険者への外来診療の負担軽減措置（配慮措置）が令和7年9月30日までの診療分にて終了します。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

これに伴い令和7年10月1日以降の診療分より2割負担の被保険者の1か月当たりの上限額は下記の表のとおりとなります。

【1か月の自己負担限度額】（令和7年10月1日診療分から）

所得区分	外来限度額 (個人ごと)	外来+入院限度額 (世帯ごと※1)
2割負担 (一般Ⅱ)	18,000円※2	57,600円 (44,400円※3)

※1 世帯とは、同じ公的医療保険に加入する方同士のみ世帯として合算します。

※2 年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円です。

※3 同一世帯で12か月以内に高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額です。

【1か月の自己負担限度額】（令和7年9月30日診療分まで）

所得区分	外来限度額 (個人ごと)	外来+入院限度額 (世帯ごと※1)
2割負担 (一般Ⅱ)	18,000円 または 6,000円+(10割分の医療費 -30,000円)×10% の低い方※2	57,600円 (44,400円※3)

※1 世帯とは、同じ公的医療保険に加入する方同士のみ世帯として合算します。

※2 年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円です。

※3 同一世帯で12か月以内に高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額です。

〈 問い合わせ先 〉

渡嘉敷村役場 民生課 介護保険係

TEL：098-987-2322